

平成 22 年 8 月 2 日  
熊本県

## 口蹄疫の鎮静化に伴う防疫措置の終了について

- 宮崎県で発生した口蹄疫が鎮静化に向かい、同県の非常事態宣言が解除されました。これに伴い、本県でも、7月31日をもって防疫対策本部を解散しました。
- 県境等の消毒ポイントでの車両消毒については、7月末で全て終了しました。  
これまで県民の皆様へ要請してきた、発生地への不要不急の訪問の自粛や、公共施設への消毒マットの設置などについても、今後は平常どおりとしてください。
- 県内へのウイルスの侵入を防げたことは奇跡的だと考えていますが、このことは、畜産農家、行政、農業団体、県民の一致した協力があってこそなしたものであり、関係各位の御尽力と、県民の皆様の御理解・御協力に対し、改めて感謝を申し上げます。
- ただ、口蹄疫は東アジアの隣国で発生が続いており、いつ、日本のどこで発生してもおかしくない状況にあります。畜産農家の皆様には、平常時から、消毒などの防疫対策をしっかり継続してください。

お問い合わせ先  
畜産課 島村  
TEL:096-333-2402  
農林水産政策課 国枝  
TEL:096-333-2421